

第1号書式(第1条関係)

2 級 建 築 士 免 許 申 請 書
木 造

私は、2 級 建築士の免許を受けたいので、本籍の記載のある住民票の写しを添えて申請します。

私は、下記事項が真実で、かつ、正確であることを誓います。
年 月 日

氏名

鳥取県知事 様

指定登録機関 一般社団法人鳥取県建築士会会長 様

ふりがな氏名			生年月日	年 月 日		写真貼付欄 6か月以内に撮影したもの 縦4.5cm、横3.5cmの写真の 裏面に氏名及び撮影年月日を 記入し、のりで貼付けてくだ さい。
本籍				性別		
				男 ☐ 女 ☐		
現住所	〒 TEL					
試験	合格証書日付	年 月 日		合格証書番号	第 号	
	合格証書日付等が不明の場合		2 級 建築士試験に合格した時期 年			
外国の建築士免許を受けた場合		免許の名称		免許者	免許の年月日 年 月 日	
欠格事由	1 建築士法第9条第1項第4号又は第10条第1項の規定により1級建築士、2級建築士又は木造建築士の免許を取り消されたことがありますか。 ある ☐ ない ☐ 取り消されたことがあるときは、その年月日 年 月 日					
	2 拘禁刑以上の刑又は懲役若しくは禁錮に処せられたことがありますか。 ある ☐ ない ☐ あるときはその罪及び刑 あるときはその刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日 年 月 日					
	3 建築士法の規定に違反して、又は建築物の建築に関し罪を犯して罰金の刑に処せられたことがありますか。 ある ☐ ない ☐ あるときはその罪及び刑 あるときはその刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日 年 月 日					
	4 建築士法第10条第1項の規定による業務の停止の処分を受け、その停止の期間中に建築士法第9条第1項第1号の規定により1級建築士、2級建築士又は木造建築士の免許を取り消されたことがありますか。 ある ☐ ない ☐ あるときは、その業務の停止の期間 年 月 日から 年 月 日まで					
	5 精神の機能の障害により2級建築士又は木造建築士の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない状態ですか。 はい ☐ いいえ ☐					
※審査				※經由庁記載欄 (責任者職氏名) 印		
※登録番号		※登録年月日		年 月 日		※受付番号

注1 不要な文字は、消してください。

2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番としてください。

3 数字は算用数字を用いてください。

4 貼付した写真は免許証に転写されますので、汚したり、折り曲げたりしないでください。

5 ☐のある欄は該当する☐の中にレ印を付けてください。

6 ※欄は記入しないでください。

(第二面)

登録申請区分		1. 学歴のみ ☐ 2. 学歴+実務 ☐ 3. 実務のみ ☐ 4. 建築設備士 ☐ 5. 建築士法第4条第5項 ☐			
1 学歴により申請 する場合のみ記入	学校名	学部名・学科名	入学・卒業(修了) 年月		
			年 月 入学 年 月 卒業(修了)		
			年 月 入学 年 月 卒業(修了)		
2 学歴+実務により 申請する場合のみ記入	学校名	学部名・学科名	入学・卒業(修了) 年月	建築実務経験期間の 合 計	
			年 月 入学 年 月 卒業(修了)	年 月	
			年 月 入学 年 月 卒業(修了)		
3 実務により 申請する場合のみ記入	建 築 実 務 経 験 期 間 の 合 計				
	年 月				
4 建築設備 士により申 請する場合	建築設備士登録番号		登 録 年 月 日		
	第	号	年	月	日
5 建築士法第4条 により申請 する場合のみ記入	免許の名称	免許者名	免許の年月日	資格認定書の年月日	
			年 月 日	年 月 日	

以下の事項は、円滑な登録実施のために必要となりますので、記入についてご協力ください。

告示等に基づく学歴等区分 (登録申請時)	☐ 5 0 大学・短大・高専卒 40単位修得	☐ 5 1 職能大(短大)卒 40単位修得	☐ 5 2 大学・短大・高専・ 職能大等卒 30単位修得	☐ 5 3 大学・短大・高専・ 職能大等卒 20単位修得
	☐ 5 4 高校・中学卒 20単位修得	☐ 5 5 高校・中学卒 15単位修得	☐ 5 6 専修(高校卒) 2年以上 40単位修得	☐ 5 7 専修(高校卒) 2年以上 30単位修得
	☐ 5 8 専修(高校卒) 1年以上 20単位修得	☐ 5 9 専修・職訓校(中学卒) 2年以上 15単位修得	☐ 6 0 専修・職訓校(中学卒) 1年以上 10単位修得	☐ 6 1 職訓校(高校卒) 3年以上30単位修得
	☐ 6 2 職訓校(高校卒) 1年以上 20単位修得	☐ 6 3 職訓校(中学卒) 3年以上 20単位修得	☐ 6 4 実務経験	☐ 6 5 その他 (建築設備士等)

振替払込受付証明書貼付欄

手数料: 24,400 円 (振込手数料は支払者負担をお願いします)

払込口座 ゆうちょ銀行 01390-7-109228

加入者名 一般社団法人 鳥取県建築士会

※ここには原本を貼り付けてください。

(貼る前に必ずコピーをとり保管しておいてください。)

申請窓口にて現金でのお支払をされる方は貼付の必要はありません。

提出する書類

- ① 二級・木造建築士免許申請書
- ② 二級・木造建築士住所等の届出
- ③ 本籍の記載のある住民票の写し 原本 (発行日より6ヶ月以内のもの)
 - ・マイナンバーが記載されていないもの
 - ・日本国籍を有しない方は、国籍等の記載のあるもの
- ④ 学歴等証明書(第二面の登録申請区分が「1 学歴のみ」又は「2 学歴及び実務」の方のみ。ただし令和2年以降の受験時に提出された方を除く。)
- ⑤ 実務経歴書及び実務経歴証明書(第二面の登録申請区分が「2 学歴及び実務」又は「3 実務のみ」の方のみ。)
- ⑥ 建築設備士試験合格(又は建築設備士講習受講)証書の写し(第二面の登録申請区分が「4 建築設備士」の方のみ。ただし令和2年以降の受験時に提出された方を除く。)
- ⑦ 外国の建築士免許証の写し及び鳥取県知事の認定書(第二面の登録申請区分が「5 建築士法第4条第5項」の方のみ。)
- ⑧ 証明写真2枚(6ヶ月以内に撮影したもの)
 - ・無帽、無背景、正面3分身、縦45ミリ×横35ミリのもの。
 - ・同じものを2枚使用すること。必ず写真専用の印画紙であること。
- ⑨ 申請手数料払込取扱票受付証明書(現金で支払う場合は不要)
- ⑩ (旧姓併記を希望する場合のみ)下記のいずれか1点を提出すること。
 - ・旧氏が記載されている住民票の写し 原本(③と同一でも可)
 - ・旧姓併記されているマイナンバーカードのコピー(原本との照合が必要)
 - ・戸籍謄本(抄本) 原本
- ⑪ (通称名併記を希望する場合のみ)通称名の記載されている住民票の写し 原本(③と同一でも可)

持参する書類等

- ① 二級建築士試験合格通知書又は木造建築士試験合格通知書
(第二面の登録申請区分が「5 建築士法第4条第5項」の方を除く。)
- ② 本人確認ができる公的証明書(運転免許証、パスポート、マイナンバーカードなど)
- ③ 印鑑(認印可)